2.7　差出人が郵便物の差出しの日の翌日から起算して六箇月以内に調査請求を行わなかった場合

2.8　捕虜又は抑留された文民が発受する小包である場合

2.9　差出人が、賠償金を受け取る目的で不正な意図をもって行動した疑いがある場合

3　加盟国及び指定された事業体は、税関への申告の内容（形式のいかんを問わない。）について、及び税関検査に付される郵便物の検査の際に税関の行った決定について、いかなる責任も負わない。

第十二条

条約第七部Ａの表題及び第二十七条を次のように改める。

第七部　補償金

Ａ　補償金及び継越料についての総則

第二十七条　継越料

1　二の指定された事業体の間又は同一加盟国の二の郵便局の間で他の指定された事業体の業務（第三国業務）の仲介によって交換される閉袋及び開袋継越郵便物については、継越料を支払う。継越料は、陸路継越し、海路継越し及び航空路継越しの業務の実施に対する報酬とする。この原則は、誤送された郵便物及び線路を誤った郵袋についても適用される。

2　二の指定された事業体の間又は同一国の二の郵便局の間で一又は二以上の他の指定された事業体の陸運業務によって交換される小包については、当該陸運業務に参加する指定された事業体のため、距離段階に応じて、この条約の施行規則に定める継越しの陸路割当料金を課する。

2.1　仲介する指定された事業体は、開袋継越小包につき一個ごとに、この条約の施行規則に定める単一の陸路割当料金を請求することができる。

2.2　継越しの陸路割当料金については、この条約の施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の指定された事業体が負担する。

第十三条

条約第二十七条の次に次の一条を加える。

第二十七条の二　補償金（総則）

1　この条約の施行規則に定める免除の規定が適用される場合を除くほか、他のいずれかの指定された事業体から郵便物を受領した指定された事業体は、受領した郵便物に係る費用に対する補償金を差出側の指定された事業体から受け取る権利を有する。

2　国及び地域は、その指定された事業体による補償金に関する規定の適用のため、大会議の決議Ｃ四／二〇二五により大会議が作成した表に従い、次のように分類される。

2.1　二千十年より前に目標制度に参加した国及び地域（Ａ集団）

2.2　二千十年、二千十二年及び二千十六年の時点において目標制度に参加した国及び地域（Ｂ集団）

2.3　二千二十七年以降に目標制度に参加する国及び地域（Ｃ集団）

3　補償金は、名宛国における業務の質に係る達成度に基づくものとする。郵便業務理事会は、監視システムに参加することを奨励し、及び業務の質に関する目標を達成した指定された事業体に報いるため、次条から第三十条まで及び第三十三条に定める補償金に加えて補償金の補足を認めることができる。また、同理事会は、業務の質が不十分な場合には、補償金を減額することができる。ただし、補償金は、次条から第三十条まで及び第三十三条に定める最低の補償金を下回ることはできない。

4　名宛側の指定された事業体は、1に規定する補償金の全部又は一部を放棄することができる。

5　郵便業務理事会は、小形包装物（Ｅ）及び小包についての事前の電子データの提供に関する要求に対する指定された事業体の適合の程度に応じて、補償金の補足又は減額を認めることができる。

6　指定された事業体は、二者間又は多数者間の取決めにより、補償金の勘定の決済につきその他の補償方式を適用することができる。

7　指定された事業体は、非優先郵便物の交換について、優先郵便物の到着料率に十パーセントの任意の割引率を適用することができる。

8　内国制度の直接利用

8.1　原則として、Ａ集団の国の指定された事業体は、内国制度における料金その他の条件を、国内の利用者と同一の条件により他の指定された事業体が利用することができるようにする。名宛側の指定された事業体は、差出側の指定された事業体が直接利用の条件を満たしているか否かを判断する。

8.2　Ｂ集団及びＣ集団の国の指定された事業体は、二年の試験的な期間の間、内国制度の条件を限られた数の指定された事業体が利用することができるようにすることができる。当該期間が満了した後、当該Ｂ集団及びＣ集団の国の指定された事業体は、内国制度の条件を利用することができなくするか、その後は内国制度の条件を全ての指定された事業体が継続的に利用することができるようにするかのいずれかを選択しなければならない。

8.3　Ｂ集団及びＣ集団の国の指定された事業体は、Ａ集団の国の指定された事業体に対し、内国制度の条件の適用を要求する場合には、内国制度における料金その他の条件を、国内の利用者と同一の条件により全ての指定された事業体が利用することができるようにしなければならない。

9　二千二十七年以降に適用する料率に関し、保険付小包一個当たりの追加の補償金は、この条約の施行規則の規定に従い、一・五〇〇ＳＤＲとする。第三十三条1.2の規定に従って通報された料金に配達についての証明の料金を含む場合には、追加の補償金は、一個当たり〇・三〇〇ＳＤＲまで減額するものとする。第三十三条8.1の規定に基づき料金を適用する指定された事業体は、同条の規定に従い、〇・三〇〇ＳＤＲ増額した金額を受領する。

第十四条

条約第二十八条を次のように改める。

第二十八条　到着料（総則）

1　通常郵便物（大量郵便物を含み、Ｍ郵袋及び国際郵便料金受取人払郵便物を除く。）の補償金は、名宛国における取扱いの費用を反映した一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。普遍的な業務の提供の一部である内国制度における優先郵便物に適用される料金は、到着料率の計算のための参考とする。

2　到着料率は、第十七条5の規定に基づく大きさ（型）による郵便物の分類を内国制度において適用する場合には、当該分類を考慮して計算する。

2.1　一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率は、小型郵便物（Ｐ）及び大型郵便物（Ｇ）と巨大郵便物（Ｅ）及び小形包装物（Ｅ）とで異なるものとする。

3　指定された事業体は、この条約の施行規則に定める条件に従い、その型又は内容品によって区分された郵袋を交換する。